



平成28年度税制改正の大綱に対する意見書

財務大臣 麻生 太郎 殿

平成28年2月5日

東京青年税理士連盟

会長 森 智

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-1

代々木リビン401号

電話 03-3356-2916

私たち東京青年税理士連盟は、東京を中心とした青年税理士約500名により組織されている団体で、真に「国民のための税理士制度」を目指して活動している団体であり、租税制度その他の諸制度について、研究し、積極的に提言を行っております。

当連盟では、平成27年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正大綱（以下「大綱」といいます。）について検討した結果、応能負担原則、納税者の権利利益の擁護からみて問題があり、不十分であると思われる項目のうち、特に問題がある下記事項について意見いたします。

1. 単一税率の維持

[要望内容]

複数税率制度（注）は導入せず、単一税率制度を維持すべきである。

[要望理由]

消費税の複数税率制度を平成29年4月1日から導入すること、適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）を平成33年4月1日から導入することが大綱に盛り込まれた。しかし、これらの制度は次のとおり問題があり税制をゆがめ、不公平な制度であるため複数税率制度を導入すべきではなく、単一税率制度を維持すべきである。

(1) 逆進性の緩和その他の目的を達成するものではない

低所得者層に及ぶ減税効果に対して高所得者層に及ぶ減税効果はるかに大きくなるため、逆進性への対応策として効果がない。消費者における痛税感の緩和を複数税率導入の目的の一つとしているが、税込対価の設定は事業者が決定するものであり、複数税率制度により痛税感を緩和することにはならない。

(2) 事業者の負担が著しく増大し、国民全体から見ても不効率である



事業者は複数税率制度及びインボイス制度の導入により事務負担が増大し、事業者負担コストが過大となる。これに対応するため大綱には経過措置が設けられているものの、その経過措置は合理性を欠き、不公平であるといえる。さらに、免税事業者が取引から排除されることも指摘されている。事業者負担コストが、いずれは対価に反映されることを想定するならば、この負担コストは国民全体のコストとなり、据え置き税率（８％）と引き上げ税率（１０％）の差異である２％のためにかけるコストとしては極めて効率が悪い。

（３）据え置き税率（８％）の適用対象選定の不公平

据え置き税率（８％）の適用範囲について合理的合法的かつ具体的に選定する基準を設けることは不可能である。据え置き税率（８％）の対象品目に「酒類及び外食を除く飲食料品」の他「新聞」が加えられたことで明らかのように、据え置き税率（８％）の適用範囲が特定の政治的権力や業界の圧力により、恣意的に定められてしまうため不公平である。

（４）社会保障制度及び財政への悪影響

複数税率制度導入により大幅な税収減を招くこととなるが、これは社会保障制度の維持や財政健全化への悪影響を与える。与党では複数税率の導入に当たっては、財政健全化目標の堅持と安定的な恒久財源の確保することとされているが、その達成は疑わしい。

（注）大綱では「軽減税率制度」としているが、制度の内容から適切な名称ではないので本意見書では「複数税率制度」としている。